

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第1部門第1区分
 【発行日】平成20年7月10日(2008.7.10)

【公開番号】特開2007-166993(P2007-166993A)
 【公開日】平成19年7月5日(2007.7.5)
 【年通号数】公開・登録公報2007-025
 【出願番号】特願2005-369832(P2005-369832)
 【国際特許分類】

A 0 1 G 9/14 (2006.01)
 A 0 1 G 13/02 (2006.01)
 B 3 2 B 27/32 (2006.01)
 B 3 2 B 27/18 (2006.01)
 C 0 8 L 23/00 (2006.01)
 C 0 8 K 5/01 (2006.01)
 C 0 8 K 3/22 (2006.01)
 C 0 8 F 210/04 (2006.01)
 C 0 8 F 220/34 (2006.01)

【F I】

A 0 1 G 9/14 S
 A 0 1 G 13/02 D
 B 3 2 B 27/32 Z
 B 3 2 B 27/18 A
 C 0 8 L 23/00
 C 0 8 K 5/01
 C 0 8 K 3/22
 C 0 8 F 210/04
 C 0 8 F 220/34

【手続補正書】

【提出日】平成20年5月26日(2008.5.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

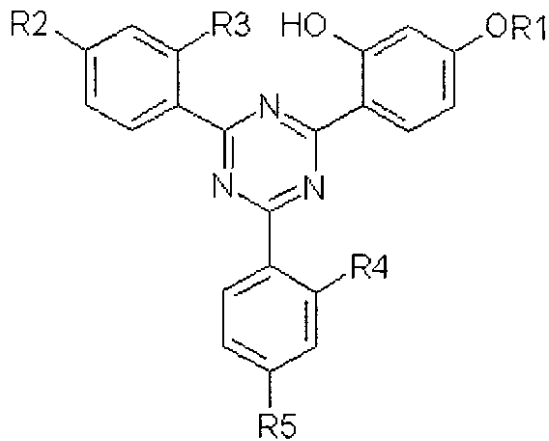
【請求項1】

320～350nmの波長域の紫外線の平均透過率が10%以下であり、380～400nmの波長域の光の平均透過率が50%以上であり、且つ、ポリオレフィン系樹脂とトリアリールトリアジン型紫外線吸収剤の少なくとも一種を含有してなる層を少なくとも一層有する、多層又は単層の基体フィルムからなるポリオレフィン系農業用フィルム。

【請求項2】

トリアリールトリアジン型紫外線吸収剤が下記一般式(1)記載のトリアリールトリアジン型紫外線吸収剤であるポリオレフィン系農業用フィルム。

【化 1】



(1)

(式中、R 1 ~ R 5 は、それぞれ独立して水素原子、又は炭素数 1 ~ 1 0 のアルキル基を表す。)

【請求項 3】

前記式 (1) における R 1 がヘキシル基であり、R 2 ~ R 5 が水素原子である、請求項 1 又は 2 記載の農業用フィルム。

【請求項 4】

前記式 (1) における R 1 がオクチル基であり、R 2 ~ R 5 がメチル基である、請求項 1 又は 2 記載の農業用フィルム。

【請求項 5】

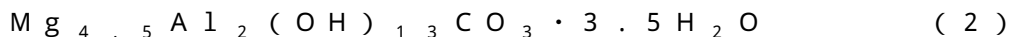
基体フィルム中の全ポリオレフィン系樹脂の重量に基づき、前記式 (1) で表されるトリアリールトリアジン型紫外線吸収剤を 0 . 3 0 % より多く 2 . 0 0 % 未満含有してなることを特徴とする、請求項 1 乃至 4 のいずれか一項に記載の農業用フィルム。

【請求項 6】

基体フィルムの少なくとも 1 層に少なくとも 1 種の赤外線吸収剤を含有する、請求項 1 乃至 5 のいずれか一項に記載の農業用フィルム。

【請求項 7】

赤外線吸収剤が下記 (2) の化学式で示される無機化合物であることを特徴とする、請求項 6 記載の農業用フィルム。



【請求項 8】

赤外線吸収剤が下記 (3) の化学式で示される無機化合物であることを特徴とする、請求項 6 記載の農業用フィルム。

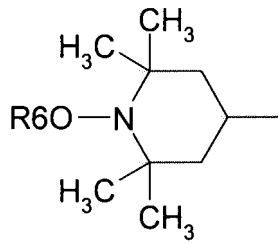


(式中、M は Mg 及び / 又は Zn で、A は n 価のアニオン、m は 0 又は正の数、x 及び y は $0 < x < 1$ 、 $0 \leq y \leq 0.5$ の範囲である。)

【請求項 9】

基体フィルムの少なくとも 1 層に下記式 (4) で表されるピペリジン環構造を少なくとも 2 個以上有し、かつ平均分子量が 5 0 0 以上であるヒンダードアミン化合物の少なくとも一種を含有する請求項 1 乃至 8 のいずれか一項に記載の農業用フィルム。

【化 2】



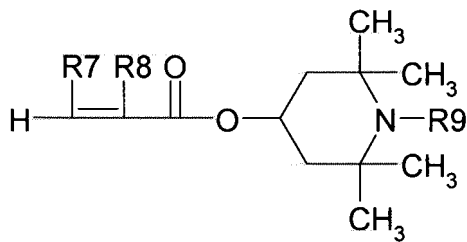
(4)

(式中、R 6 は、ラジカル、水素原子、メチル基、又は炭素数 1 以上のメチレン基を含む、官能基もしくは化合物(オリゴマー、ポリマー含む)を表す。)

【請求項 10】

基体フィルムの少なくとも 1 層に、エチレン(A)と下記式(5)で表される環状アミノピニル化合物(B)との共重合体含有することを特徴とする、請求項 1 乃至 9 のいずれか一項に記載の農業用フィルム。

【化 3】



(5)

(式中、R 7 及び R 8 は、それぞれ独立して水素原子又はメチル基を表し、R 9 は水素原子又は炭素数 1 ~ 4 のアルキル基を表す。)

【請求項 11】

前記式(5)における R 7 及び R 8 がそれぞれメチル基であり、R 9 が水素原子である、請求項 10 記載の農業用フィルム。

【請求項 12】

基体フィルムの最内層の表面に防曇性塗膜が形成されたこと特徴とする請求項 1 乃至 11 のいずれか一項に記載の農業用フィルム。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

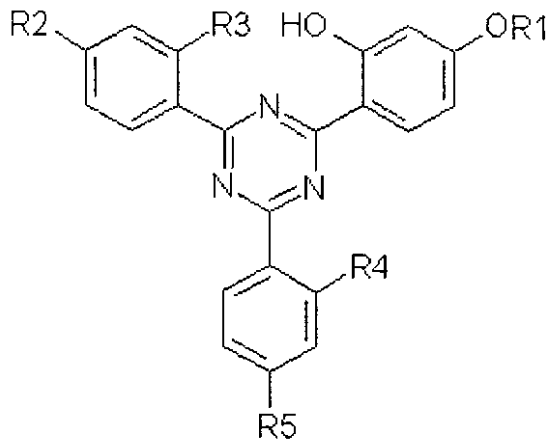
【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

【化 4】



(1)

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0035

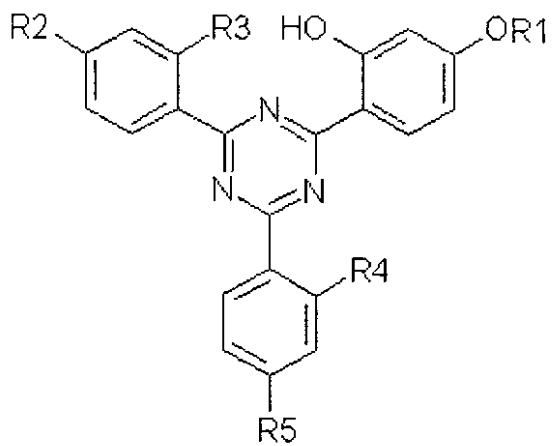
【補正方法】変更

【補正の内容】

【0035】

特に効果の高い紫外線吸収剤としては下記式(1)で表されるトリアリールトリアジン型紫外線吸収剤を挙げることが出来る。

【化 7】



(1)

(式中、R1～R5は、それぞれ独立して水素原子、又は炭素数1～10のアルキル基を表す。)